

子育て支援に関する主な事務事業の比較一覧

事務事業名	相模原市の現状	城山町の現状	津久井町の現状	相模湖町の現状	課 題	調 整 方 針
小児医療費助成事業 (保健福祉部会)	・乳幼児及び小児医療費の一部助成 乳幼児(0～4歳)の入院、通院 小児(5～15歳)の入院	・乳幼児及び小児医療費の一部助成 乳幼児(0～2歳)の入院、通院 小児(3～15歳)の入院	・乳幼児及び小児医療費の一部助成 乳幼児(0～2歳)の入院、通院 小児(3～15歳)の入院	・乳幼児及び小児医療費の一部助成 乳幼児(0～2歳)の入院、通院 小児(3～15歳)の入院	・相模原市と3町では乳幼児の対象年齢に相違	・合併時に相模原市の制度に統合する。
母子・父子家庭等援護事業 (保健福祉部会)	・18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭等の世帯に対し、福祉手当を支給 福祉手当 月額3,000円 (所得制限:市民税均等割課税以下) ・中学3年生を養育している母子・父子家庭等の世帯に対し、支度金を支給 高校進学、就職支度金 1人20,000円	・18歳未満の児童を監護している母子・父子家庭等の世帯に対し、福祉交付金を支給 福祉交付金 月額2,000円 (所得制限:児童扶養手当法の所得制限を適用) 高校進学、就職支度金 制度なし	・制度なし	・制度なし	・相模原市と城山町で内容、金額、所得制限に相違 ・津久井町と相模湖町には制度がない	・合併時に相模原市の制度に統合する。
保育所の保育料 (保健福祉部会)	・保育料(所得階層区分26階層) 最高額(月額) 3歳未満児 61,500円 3歳児 31,500円 4歳以上児 27,700円 最低額(月額) 3歳未満児 3,200円 3歳児 2,600円 4歳以上児 2,600円	・保育料(所得階層区分7階層) 最高額(月額) 3歳未満児 64,000円 3歳児 35,600円 4歳以上児 35,600円 最低額(月額) 3歳未満児 11,700円 3歳児 9,900円 4歳以上児 9,900円	・保育料(所得階層区分7階層) 最高額(月額) 3歳未満児 60,000円 3歳児 30,800円 4歳以上児 25,900円 最低額(月額) 3歳未満児 6,750円 3歳児 4,800円 4歳以上児 4,800円	・保育料(所得階層区分7階層) 最高額(月額) 3歳未満児 60,000円 3歳児 33,500円 4歳以上児 28,800円 最低額(月額) 3歳未満児 5,400円 3歳児 3,600円 4歳以上児 3,600円	・1市3町間では金額、所得階層区分に相違	・合併時に相模原市の制度に統合する。
乳幼児健康診査事業 (保健所部会)	・乳幼児の健康診査 4か月から3歳6か月児の健康診査(医科、歯科等) ・実施場所は個別医療機関又は集団(3会場) ・実施時期は通年(個別医療機関)又は月に5～7回(集団)	・乳幼児の健康診査 4か月から3歳6か月児の健康診査(医科、歯科等) *1歳児健康診査(医科)は実施していない ・実施場所は集団(1会場) ・実施時期は2か月に1回	・乳幼児の健康診査 4か月から3歳6か月児の健康診査(医科、歯科等) *1歳児健康診査(医科)は実施していない ・実施場所は集団(1会場) ・実施時期は2か月に1回	・乳幼児の健康診査 4か月から3歳6か月児の健康診査(医科、歯科等) *1歳児健康診査(医科)は実施していない ・実施場所は集団(1会場) ・実施時期は2か月に1回～3か月に1回	・相模原市と3町では実施内容、場所、時期に相違	・合併時に相模原市の制度に統合する。
公立幼稚園に関すること (管理部会)	・公立幼稚園なし	・4、5歳児の幼稚園教育を実施 入園料 2,500円 保育料 10,000円(月額) 送迎バス 有り(月額2,300円又は3,000円の自己負担) 給食 完全給食(食材費は自己負担)	・公立幼稚園なし	・4、5歳児の幼稚園教育を実施 入園料 3,000円 保育料 7,500円(月額) 送迎バス なし 給食 ミルク給食(実費負担)	・城山町と相模湖町で入園料、保育料、送迎バス、給食の内容に相違	・現行のまま新市に引き継ぎ、入園料、保育料、送迎バス及び給食は次のとおり統一する。 入園料 2,500円 保育料 10,000円(月額) 送迎バス 有り(月額2,300円又は3,000円の自己負担) 給食 完全給食(食材費は自己負担)

子育て支援に関する主な事務事業の比較一覧

事務事業名	相模原市の現状	城山町の現状	津久井町の現状	相模湖町の現状	課 題	調 整 方 針
幼稚園就園奨励補助金(公立幼稚園の国庫補助分) (管理部会)	・公立幼稚園なし	・公立幼稚園の保育料減免制度(年額20,000円~64,000円)で対応(4、5歳児) (対象:生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税所得割非課税世帯)	・公立幼稚園なし	・公立幼稚園に在園する4、5歳児に年額20,000円~64,000円支給 (対象:生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税所得割非課税世帯)	・相模原市と津久井町には公立幼稚園がなく、城山町と相模湖町では対応方法に相違	・合併時に城山町の制度に統合する。(保育料の減免制度で対応。)
幼稚園就園奨励補助金(私立幼稚園の市町単独補助分) (管理部会)	・私立幼稚園に在園する3、4、5歳児に年額12,000円支給	・私立幼稚園に在園する4、5歳児に年額48,000円支給	・制度なし	・制度なし	・相模原市と城山町で対象年齢、金額に相違 ・津久井町と相模湖町には制度がない	・合併時に相模原市の制度に統合する。
奨学金貸付金 (管理部会)	・修学困難者への奨学金貸付 貸付金 月額9,600円 基金制度有り	・制度なし	・修学困難者への奨学金貸付 貸付金 月額10,000円 基金制度有り	・制度なし	・相模原市と津久井町で貸付資格、金額に相違 ・城山町と相模湖町には制度がない	・合併時に相模原市の制度に統合する。
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 (管理部会)	・経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に奨励金を交付 最低生活費の算出 1級地 - 2市単独事業として、めがねの購入費を援助 限度額 14,000円	・経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に奨励金を交付 最低生活費の算出 2級地 - 1町単独事業なし	・経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に奨励金を交付 最低生活費の算出 3級地 - 1町単独事業なし	・経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に奨励金を交付 最低生活費の算出 3級地 - 1町単独事業なし	・1市3町では最低生活費の算出基準に相違 ・3町には単独補助制度がない	・合併時に相模原市の制度に統合する。
学校給食事業の取扱い (管理部会)	・小学校は完全給食、中学校はミルク給食	・小、中学校とも完全給食	・小、中学校とも完全給食	・小学校は完全給食、中学校はミルク給食	・中学校給食の内容に相違(城山町と津久井町は完全給食、相模湖町と相模原市はミルク給食)	・現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年間で相模湖町、相模原市の中学校給食のあり方を検討する。
児童生徒災害見舞金 (管理部会)	・学校管理下における怪我等に対して見舞金を支給 入院見舞金 (180日間、360,000円が限度) * 入院1日目から支給 障害見舞金 障害の程度に応じて支給 死亡見舞金(療養後5年以内の死亡) 2,000,000円 歯科見舞金(前歯の上下1番から3番の抜歯又は抜髄) 1本 50,000円	・学校管理下における怪我等に対して見舞金を支給 入院見舞金 (180日間、350,000円が限度) * 入院7日目から支給 障害見舞金 障害の程度に応じて支給 弔慰見舞金(事故後1年以内の死亡) 1,000,000円 歯科見舞金 制度なし	・制度なし	・制度なし	・相模原市と城山町で内容、金額に相違 ・津久井町と相模湖町には制度がない	・合併時に相模原市の制度に統合する。